

## 雷保護システム技能者の業務

特定非営利活動法人 雷保護システム普及協会（以下、普及協会）が実施する講習会を受講し認定試験に合格した者に授与する民間資格「雷保護システム技能者証」を所有する者が実施する業務はおおむね以下の通りです。

### ●業務内容

当普及協会では、雷保護システムを設置した者（建物所有者）の要請を受けて、「JIS A 4201：2003の4項 雷保護システムの設計、保守及び検査」に規定する「検査及び保守」に係る業務を普及協会が定めた仕様に従って実施します。

（建物所有者）からの要請は、当協会に設置した「雷相談室」で対応し、検査や保守点検が必要と判断される場合には、各都道府県内に在住する「雷保護システム技能者」と連絡を取り必要な調整の後、適正な検査や保守点検の実施を指示します。

「雷保護システム技能者」は必要に応じて、あらかじめ連携のある「雷保護システムの専門業者」と協力して検査や保守点検を実施します。

検査や保守点検の結果等は直ちに雷相談室に連絡し以降の業務等について協議し、「雷相談室」は適切な指示等の処理を行います。

検査や保守点検の結果、工事が必要と判断される場合には、その規模や程度に応じて、あらかじめ連携のある適正な工事業者を選定してユーザーに紹介します。

「雷相談室」は工事終了報告後直ちに、検査や保守点検を担当した「雷保護システム技能者」と連絡をとり竣工検査を実施します。

\*業務範囲や内容は、普及協会内審議し、決定後更新することがあります。